資料１

子ども・子育て支援事業計画に係る令和７年度新規・拡充事業（案）
令和７年度における主な新規事業（案）

基本方針２　ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

１　子どもの育ちの場の充実

⑴ 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

・（仮称）寝屋川 15 年一貫教育ガイドブックの制作　新規

【概要・目的】

担税力のある子育て世代を誘引するための競争優位として成果の表れつつある小中学校のディベート教育とそれにつながるエージェンシー型就学前教育、０歳から 15 歳まで切れ目ない市独自の特色ある 15 年一貫教育を市内外に発信するため、その内容を体系的に示した冊子を作成します。

２　就学後の子どもの健全育成

⑴ 放課後の居場所づくりの推進

・放課後校庭開放事業　新規

【概要・目的】

原則として平日毎日（長期休業期間中を含む。）、放課後に市立小学校の校庭を開放することで子どもたちの放課後の居場所の更なる充実を図ります。

３　障害児支援の充実

・親子関係形成支援事業　新規

【概要・目的】

親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につける「ペアレント・トレーニング」等を実施し、スキルを学ぶとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を提供します。

令和７年度における主な【拡充事業】（案）

基本方針２　ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

２　就学後の子どもの健全育成

⑴ 放課後の居場所づくりの推進

・留守家庭児童会の開所及び整備体制　拡充

【概要・目的】

保護者が就労等により自宅にいない子育て世帯のため、平日の放課後及び土曜日において留守家庭児童会を開所し、安全・安心な居場所を確保するとともに、児童の健全な育成を図る。また、安定した運営体制整備のため、児童指導員のスキルアップや人材確保対策を強化します。